

悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める意見書

今般、川端達夫文部科学大臣は「全国学力・学習状況調査」について、平成22年度より「悉皆方式」から「抽出方式」に変更する方針を表明し、来年度予算概算要求も、それを踏まえた形に減額修正されている。さらに、政府の行政刷新会議が「全国学力・学習状況調査の実施」を「事業仕分け」の対象としたため、調査規模がさらに縮小される可能性が出てきており、都道府県や自治体間の学力比較ができなくなり、地域間格差を是正する実効性が失われるおそれさえ生じている。

来年は3年前に小学6年生だった児童が中学3年生となり「全国学力・学習状況調査」に参加する。3年間の学習の成果を、定点観測により検証できる初めての機会であるにもかかわらず、あえて「抽出方式」に切りかえる合理的な理由がない。何よりも、保護者から、子どもの相対的な学力を知ることができるので、「全国学力・学習状況調査」に参加したいという声が数多くある。

抽出調査の対象外であっても、設置者が希望すれば利用できる「希望利用方式」も併用するとのことであるが、その実施に関しては非常にあいまいであり、多大な費用、事務処理負担等が発生し、抽出調査の対象となった者と比べて、著しく不公平を生じる。悉皆調査であるからこそ、子ども一人一人の課題などが把握でき、高度な分析・検証に関する調査研究も可能となることから、悉皆調査として継続すべきである。

よって、本市議会は、政府に対し、世界最高水準の義務教育を実現するために、小6・中3の全児童生徒を対象とする「全国学力・学習状況調査」を継続して実施するとともに、その調査結果を最大限活用するなど、さらなる充実を図られることを強く要求する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月18日

三鷹市議会議長 田 中 順 子